

資格の大原

第74回税理士試験

解答速報

住民税

本解答は令和6年8月9日17時に学校法人大原学園が独自に作成したもので、予告なしに内容を変更する場合があります。また、本解答は学校法人大原学園が独自の見解で作成/提供しており、試験機関による本試験の結果等について保証するものではありません。

本解答の著作権は学校法人大原学園に帰属します。無断転用・転載を禁じます。

本試験採点・分析サービス

受付期間 2024年8/8(木)～8/21(水)



自己採点結果を入力するだけですぐに「予想得点」を送信します。さらに分析サービス登録者限定で、全国集計後に「最新合格ラインの読み」「得点分布表」「正答率・難易度表」が公開されるアドレスも送信!ぜひ、ご利用ください。

〔第一問〕 -50 点-

問 1 (25 点)

(1) 所得控除制度の趣旨 (3 点)

納税義務者の担税力に応じた税負担を求めるために個人的な事情を考慮して総所得金額などから一定金額の控除を行い、担税力の差異による負担の不均衡を調整するものである。所得割は、地域社会の費用について住民がその能力に応じて広く負担するという負担分任の考え方を基調としている。これは、所得税の再配分という性格と異なっており、人的控除について所得税の控除額より低い控除額となっている。

(2) 障害者控除の意義及び概要

〔1〕 障害者の意義 (1 点)

精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者、失明者その他の精神又は身体に障害のある者で一定のものをいう。また、障害者のうち精神又は身体に重度の障害がある者で一定のものを特別障害者という。

〔2〕 控除額 (8 点)

- (1) 所得割の納税義務者が障害者である場合には、その者の前年の課税標準から 26 万円 (特別障害者である場合には 30 万円) を控除する。
- (2) 所得割の納税義務者の同一生計配偶者又は扶養親族が障害者である場合には、その納税義務者の前年の課税標準から障害者 1 人につき 26 万円 (特別障害者である場合には 30 万円) を控除する。
- (3) 所得割の納税義務者の同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者で、かつ、その納税義務者又はその納税義務者の配偶者もしくはその納税義務者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている者である場合には、(2)にかかわらず、53 万円を控除する。

(4) 所得税の控除額

- ① 一般障害者 27 万円
- ② 特別障害者 40 万円
- ③ 同居特別障害者 75 万円

(3) 扶養控除の意義及び概要

〔1〕 意義

(1) 扶養親族 (2 点)

所得割の納税義務者の配偶者以外の親族並びに里子及び養護受託老人でその納税義務者と生計を一にするもの(青色事業専従者で給与の支払を受けるもの及び事業専従者に該当するものを除く。)のうち、前年の合計所得金額が 48 万円以下である者をいう。

(2) 控除対象扶養親族 (3 点)

扶養親族のうち、次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める者をいう。

- ① 居住者……年令 16 才以上の者
- ② 非居住者……年令 16 才以上 30 才未満の者及び年令 70 才以上の者並びに年令 30 才以上 70 才未満の者であって次に掲げる者のいずれかに該当するもの

(イ) 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者

(ロ) 障害者

(ハ) その所得割の納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている者

(3) 特定扶養親族 (1 点)

控除対象扶養親族のうち、年令 19 才以上 23 才未満である者をいう。

(4) 老人扶養親族 (1 点)

控除対象扶養親族のうち、年令 70 才以上の者をいう。

[2] 扶養控除額 (6 点)

(1) 所得割の納税義務者が控除対象扶養親族を有する場合には、その納税義務者の前年の課税標準から各控除対象扶養親族につき 33 万円 (特定扶養親族は 45 万円、老人扶養親族は 38 万円) を控除する。

(2) 所得割の納税義務者の有する老人扶養親族がその納税義務者又はその納税義務者の配偶者の直系尊属で、かつ、その納税義務者又はその納税義務者の配偶者のいずれかとの同居を常況としている者である場合には、(1)にかかわらず 45 万円を控除する。

(3) 所得税の控除額

① 控除対象扶養親族 38 万円

② 特定扶養親族 63 万円

③ 老人扶養親族 48 万円

④ 同居老親 58 万円

問 2 (25 点)

[1] 特別徴収 (4 点)

(1) 市町村は、納税義務者が給与所得者である場合には、その者に対して課する個人の住民税のうち、前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

(2) 給与所得者とは、前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、その年度の初日において給与の支払を受けている者をいう。

[2] 給与所得以外の所得に係る所得割の特別徴収 (2 点)

(1) 給与所得者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、市町村は、条例により、その給与所得以外の所得に係る所得割額を、[1] の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して、特別徴収の方法によって徴収することができる。

ただし、申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

(2) 給与所得者が、前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、その年度の初日において老齢等年金給付の支払を受けている 65 才以上の者である場合には、(1)の「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

[3] 給与支払報告書の提出義務 (3 点)

1 月 1 日現在において給与の支払をする者で、源泉徴収義務があるものは、同月 31 日までに、その給与の支払を受けている者について、前年中の給与所得の金額その他必要な事項を、その者の同月 1 日現在における住所所在の市町村別に作成された給与支払報告書に記載し、これをその市町村の長に提出しなければならない。

〔4〕特別徴収義務者の指定等（4点）

（1）指 定

市町村は、特別徴収の方法により徴収しようとする場合には、その年度の初日において給与の支払をする者のうち所得税の源泉徴収義務者を条例により特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

（2）通 知

（1）の場合、その市町村の長は給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収する旨を、特別徴収義務者及びこれを經由して給与所得者に、その年度の初日の属する年の5月31日までに通知しなければならない。

〔5〕徴収及び納入義務（2点）

（1）原 則

特別徴収義務者は〔4〕（2）の期日までに通知を受け取った場合には、その通知に係る特別徴収税額の $\frac{1}{12}$ の額を6月から翌年5月まで、給与の支払の際毎月徴収し、その徴収した月の翌月10日までに、これをその市町村に納入する義務を負う。

（2）例 外

通知に係る特別徴収税額が、均等割額相当額以下である場合には、最初に徴収すべき月にその全額を徴収し、その徴収した月の翌月10日までに、これを市町村に納入しなければならない。

〔6〕納期の特例（1点）

特別徴収義務者は、給与の支払を受ける者が常時10人未満である事務所等につき、その特別徴収に係る納入金を納付すべき市町村の長の承認を受けた場合には、6月から11月まで及び12月から翌年5月までの各期間に支払った給与所得に係る特別徴収税額を、その各期間に属する最終月の翌月10日までにその市町村に納入することができる。

〔7〕特別徴収の意義（1点）

地方税の徴収について便宜を有する者にこれを徴収させ、かつ、その徴収すべき税金を納入させることをいう。

〔8〕給与所得者が退職した場合の徴収方法

（1）特別徴収税額の一括徴収（3点）

① 原 則

特別徴収義務者は、給与所得者がその特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなった場合には、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額は、これを徴収して納入する義務を負わない。

② 例 外（一括徴収）

その事由がその年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間に発生し、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収されたい旨の申出があった場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、その者に対し、5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で、その月割額の全額を超えるものがあるときに限り、その給与又は退職手当等の支払の際その月割額の全額を徴収し、その徴収した月の翌月10日までにこれを市町村に納入しなければならない。

③ 届 出

特別徴収義務者は、給与の支払を受けなかった者についてすでに徴収した月割額の合計額その他の事項を記載した届出書とその特別徴収税額を納入すべき市町村の長に提出しなければならない。

(2) 普通徴収税額への繰入 (1 点)

給与の支払を受けなくなったこと等により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合には、その徴収されないこととなった税額は、その徴収されないこととなった日以後において到来する普通徴収の納期がある場合にはそれぞれの納期において、ない場合には直ちに普通徴収の方法によって徴収しなければならない。

(3) 特別徴収義務者の承継 (1 点)

給与所得者に対し給与の支払をする者にその年度の初日の翌日から翌年 4 月 30 日までの間において異動を生じた場合において、その給与所得者が、新たな給与の支払者を通じて、従前の支払者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月 10 日(その支払を受けなくなった日が翌年 4 月中の場合には 4 月 30 日)までに、継続して特別徴収されたい旨の申出をしたときは、市町村は、その新たな給与の支払者を条例により特別徴収義務者として指定し、これに徴収させる。

[9] 給与支払報告書及び特別徴収税額の通知の電子化 (3 点)

個人住民税特別徴収税額通知(納税義務者用)について、電子申告(eLTAX)により給与支払報告書を提出する特別徴収義務者で、個々の納税義務者に電磁的方法で提供できる体制を有する者が申出をしたときは、市区町村は eLTAX を経由してその特別徴収義務者に提供し、その特別徴収義務者を経由して納税義務者に提供しなければならない。

〔第二問〕－50点－

○ 甲及び甲の家族の税額

氏名	令和6年度分として 納付すべき税額の合計額	令和6年度分として納付すべき税額の内訳	
		県民税	市民税
甲	780,200	311,200②	469,000②
甲の妻	322,300	128,300②	194,000②
甲の長男	0②	0	0
甲の長男の妻	181,800	72,100②	109,700②
甲の父	333,200	132,700②	200,500②
甲の母	0②	0	0

氏名	特別徴収された令和5年度分の 個人住民税額の合計額 ※令和5年中の所得に係る 税額に限る。	特別徴収された令和5年度分の個人住民税額の内訳 ※令和5年中の所得に係る税額に限る。	
		県民税	市民税
甲	7,000	7,000②	0
甲の妻	30,000	12,000①	18,000①
甲の長男	0	0	0
甲の長男の妻	500	500②	0
甲の父	0	0	0
甲の母	0	0	0

○ 計算過程

甲			
I 各種所得の金額			
給与所得	10,150,000	(1) 収入金額	12,100,000
		(2) 給与所得控除額	(1) > 8,500,000 ∴ 1,950,000
		(3) (1) - (2)	= 10,150,000
配当所得			
総合	360,000		
上場分離	140,000	(配当割)	140,000 × 5% = 7,000
II 課税標準			
総所得金額	10,360,000	(1) 所得金額調整控除	
上場株式等に係る	140,000	① (^(注) 10,000,000 - 8,500,000) × 10% =	150,000①
配当所得等の金額		(注) 12,100,000 > 10,000,000 ∴	10,000,000
計	10,500,000	② 10,150,000 - 150,000 =	10,000,000

$$(2) 10,000,000 + 360,000 = 10,360,000$$

Ⅲ 所得控除額

社会保険料控除 1,442,000

生命保険料控除 59,000① (1) 一般分 $70,000 \times \frac{1}{4} + 17,500 = 35,000$

(2) 介護分 $40,000 \times \frac{1}{4} + 14,000 = 24,000$

(3) (1) + (2) = 59,000

地震保険料控除 25,000② $60,000 \times \frac{1}{2} > 25,000 \therefore 25,000$

医療費控除 64,500① $(42,000 - 42,000 \times 50\%) + (250,000 - 250,000 \times 50\%)$
 $+ (37,000 - 37,000 \times 50\%) - 100,000 = 64,500$

(注) $10,500,000 \times 5\% > 100,000 \therefore 100,000$

(注) $10,500,000 \times 5\% > 100,000 \therefore 100,000$

扶養控除 450,000②

基礎控除 430,000

計 2,470,500

Ⅳ 課税所得金額 (千円未満切捨)

課税総所得金額 7,889,000 $10,360,000 - 2,470,500 = 7,889,000$

上場株式等に係る
課税相当所得等の金額 140,000

Ⅴ 納付税額

県民税 (1) 均等割 1,000

X 県 311,200 (2) 所得割

① 課税 $7,889,000 \times 4\% = 315,560$

② 調整控除

(イ) $50,000 + 180,000 = 230,000$

ロ $10,360,000 - 2,000,000 = 8,360,000$

ハ $イ - ロ < 0 \therefore 0$

(ニ) 50,000

(ホ) $(イ) < (ニ) \therefore 50,000 \times 2\% = 1,000$

③ 課配 $140,000 \times 2\% = 2,800$

④ 配当控除

$7,889,000 + 140,000 \leq 10,000,000$

$360,000 \times 1.2\% = 4,320$ ②

⑤ 配当割額控除 $7,000 \times \frac{2}{5} = 2,800$

⑥ $① - ② + ③ - ④ - ⑤ = 310,240 \rightarrow 310,200$

(3) (1) + (2) = 311,200

市民税 (1) 均等割 3,000

Y 市 469,000 (2) 所得割

① 課税 $7,889,000 \times 6\% = 473,340$

② 調整控除 $50,000 \times 3\% = 1,500$

③ 課配 $140,000 \times 3\% = 4,200$

④ 配当控除 $360,000 \times 1.6\% = 5,760$

- ⑤ 配当割額控除 $7,000 \times \frac{3}{5} = 4,200$
 ⑥ ① - ② + ③ - ④ - ⑤ = 466,080 → 466,000
 (3) (1) + (2) = 469,000

甲の長男の子

(非課税判定)

未成年者かつ $0 \leq 1,350,000$ ∴ 非課税①

甲の妻

(前年課税分)

I 各種所得の金額

給与所得 5,317,000 (1) 収入金額 7,130,000
 (2) 給与所得控除額 (1) × 10% + 1,100,000 = 1,813,000
 (3) (1) - (2) = 5,317,000

一時所得 150,000 $750,000 - 100,000 - 500,000 = 150,000$

II 課税標準

総所得金額 5,392,000 $5,317,000 + 150,000 \times \frac{1}{2} = 5,392,000$

III 所得控除額

社会保険料控除 1,070,500

生命保険料控除 21,000 $30,000 \times \frac{1}{2} + 6,000 = 21,000$

基礎控除 430,000
 計 1,521,500

IV 課税所得金額 (千円未満切捨)

課税総所得金額 3,870,000 $5,392,000 - 1,521,500 = 3,870,000$

V 納付税額

県民税 (1) 均等割 1,000

X 県 (2) 所得割

① 課総 $3,870,000 \times 4\% = 154,800$

② 調整控除

(イ) 50,000

ロ $3,870,000 - 2,000,000 = 1,870,000$

ハ $イ - ロ < 0$ ∴ 0

(ニ) 50,000

(ホ) $(イ) < (ニ)$ ∴ $50,000 \times 2\% = 1,000$

③ 寄附金税額控除

$(\overset{\text{注1}}{85,000} - 2,000) \times 4\% + \overset{\text{注2}}{23,100.56} = 26,420.56 \rightarrow 26,421$ ②

(注1) $10,000 + 15,000 + 10,000 + 20,000 + 5,000 + 25,000$
 $= 85,000 \leq 5,392,000 \times 30\%$ ∴ 85,000

(注2) (イ) $(85,000 - 2,000) \times 69.58\% = 57,751.4$

$57,751.4 \times \frac{2}{5} = 23,100.56$

(ロ) $(154,800 - 1,000) \times 20\% = 30,760$

(ハ) $(イ) < (ロ)$ ∴ 23,100.56

市民税
Y市

194,000

- ④ ①-②-③=127,379→127,300
 (3) (1) + (2) = 128,300
 (1) 均等割 3,000
 (2) 所得割
 ① 課総 3,870,000×6%=232,200
 ② 調整控除 50,000×3%=1,500
 ③ 寄附金税額控除
 $(85,000 - 2,000) \times 6\% + \overset{\text{(注)}}{34,650.84} = 39,630.84 \rightarrow 39,631$
 (注) (イ) $57,751.4 \times \frac{3}{5} = 34,650.84$
 (ロ) $(232,200 - 1,500) \times 20\% = 46,140$
 (ハ) (イ) < (ロ) ∴ 34,650.84
 ④ ①-②-③=191,069→191,000
 (3) (1) + (2) = 194,000

(現年分離分)

- (1) 収入金額 19,800,000
 (2) 退職所得控除額
 S63. 4. 1~R5. 7. 31...35年4月→36年
 $8,000,000 + 700,000 \times (36\text{年} - 20\text{年}) = 19,200,000$
 (3) $\{(1) - (2)\} \times \frac{1}{2} = 300,000$
 (4) 道府県民税 X県 $300,000 \times 4\% = 12,000$
 市町村民税 Y市 $300,000 \times 6\% = 18,000$

甲の長男

I 各種所得の金額

給与所得 374,500 $924,500 - \overset{\text{(注)}}{550,000} = 374,500$
 (注) $924,500 \times 40\% - 100,000 < 550,000 \quad \therefore 550,000$

II 課税標準

総所得金額 374,500 (非課税判定)
 1. 所得割 $374,500 \leq 350,000 + 100,00 = 450,000 \quad \therefore$ 非課税
 2. 均等割 $374,500 \leq 350,000 + 100,00 = 450,000 \quad \therefore$ 非課税 } ②

甲の長男の妻

I 各種所得の金額

給与所得 3,160,000 (1) 収入金額 4,500,000
 (2) 給与所得控除額 (1)×20%+440,00=1,340,000
 (3) (1)-(2)=3,160,000
 利子所得 0 定期預金の利子は利子割課税され課税関係完結
 (利子割) $10,000 \times 5\% = 500$

II 課税標準

総所得金額 3,160,000

Ⅲ 所得控除額

社会保険料控除	675,500
基礎控除	<u>430,000</u>
計	1,105,500

Ⅳ 課税所得金額 (千円未満切捨)

課税総所得金額	2,054,000	$3,160,000 - 1,105,500 = 2,054,000$
---------	-----------	-------------------------------------

Ⅴ 納付税額
 県民税
 X 県

- (1) 均等割 1,000
 (2) 所得割
 ① 課税 $2,054,000 \times 4\% = 82,160$
 ② 調整控除
 (イ) 50,000
 (ロ) $2,054,000 - 2,000,000 = 54,000$
 (ハ) (イ) - (ロ) $< 0 \therefore 0$
 (ニ) 50,000
 (ホ) (イ) $< (ニ) \therefore 50,000 \times 2\% = 1,000$

③ 寄附金税額控除

$$(27,000 - 2,000) \times 4\% + 7,979 = 8,979$$

(注1) $27,000 \leq 3,160,000 \times 30\% \therefore 27,000$
 (注2) (イ) $(27,000 - 2,000) \times 79.79\% = 19,947.5$

$$19,947.5 \times \frac{2}{5} = 7,979$$

(ロ) $(82,160 - 1,000) \times 20\% = 16,232$
 (ハ) (イ) $< (ロ) \therefore 7,979$

④ 申告特例控除

$$7,979 \times \frac{10.21}{79.79} = 1,021 \text{ ②}$$

⑤ ① - ② - ③ - ④ = 71,160 → 71,100

(3) (1) + (2) = 72,100

市民税
 Y 市

109,700

- (1) 均等割 3,000
 (2) 所得割

- ① 課税 $2,054,000 \times 6\% = 123,240$
 ② 調整控除 $50,000 \times 3\% = 1,500$
 ③ 寄附金税額控除

$$(27,000 - 2,000) \times 6\% + 11,968.5 = 13,468.5 \rightarrow 13,469$$

(注) (イ) $19,947.5 \times \frac{3}{5} = 11,968.5$

(ロ) $(123,240 - 1,500) \times 20\% = 24,348$
 (ハ) (イ) $< (ロ) \therefore 11,968.5$

④ 申告特例控除

$$11,968.5 \times \frac{10.21}{79.79} = 1,531.5 \rightarrow 1,532$$

⑤ ① - ② - ③ - ④ = 106,739 → 106,700

(3) (1) + (2) = 109,700

甲の父		
I 各種所得の金額		
不動産所得	2,583,000	$3,206,000 - 623,000 = 2,583,000$
雑所得	2,573,500	(1) 収入金額 3,798,000 (2) 公的年金等控除額 $(1) \times 25\% + 275,000 = 1,224,500$ (3) $(1) - (2) = 2,573,500$
II 課税標準		
総所得金額	5,156,500	$2,583,000 + 2,573,500 = 5,156,500$
III 所得控除額		
社会保険料控除	497,750	
配偶者控除	<u>380,000</u> ②	
障害者控除	<u>530,000</u> ②	
基礎控除	<u>430,000</u>	
計	1,837,750	
IV 課税所得金額 (千円未満切捨)		
課税総所得金額	3,318,000	$5,156,500 - 1,837,750 = 3,318,000$
V 納付税額		
県民税		(1) 均等割 1,000
X 県	132,700	(2) 所得割 ① 課総 $3,318,000 \times 4\% = 132,720$ ② 調整控除 (イ) $50,000 + 100,000 + 220,000 = 370,000$ ② ロ $3,318,000 - 2,000,000 = 1,318,000$ ハ $イ - ロ < 0 \therefore 0$ ニ $50,000$ ホ $(イ) < (ニ) \therefore 50,000 \times 2\% = 1,000$ ③ $① - ② = 131,720 \rightarrow 131,700$
市民税		(1) 均等割 3,000
Y 市	200,500	(2) 所得割 ① 課総 $3,318,000 \times 6\% = 199,080$ ② 調整控除 $50,000 \times 3\% = 1,500$ ③ $① - ② = 197,580 \rightarrow 197,500$ (3) $(1) + (2) = 200,500$
甲の母		
I 各種所得の金額		
雑所得	479,900	$668,900 - 189,000 = 479,900$ (注) 障害年金は非課税
II 課税標準		
総所得金額	479,900	(非課税判定) <u>障害者かつ $479,900 \leq 1,350,000$ \therefore 非課税</u> ②

合格ラインの読み

理論問題は、問1では所得控除に関する問題が、問2では給与所得の特別徴収に関する問題が問われました。いずれも解答が困難な部分を除き、基本項目からの出題でした。計算問題は、個人のオーソドックスな総合問題でしたから、普段から演習を積んだ方は難なく解答できと思います。全体を通して、解けない部分が相対的に少なく、かつ明確な問題だったので、高得点勝負になると予想します。なお、定額減税については理論、計算共に考慮しない指示がありましたので解答不要です。

【第一問】

問1 (1)所得控除制度の趣旨は過去問等で、(3)扶養控除は模擬試験等で確認済みでしたので、各々確実に解答すべき範囲です。(2)障害者控除は計算の知識を流用することで幾分でも書ける範囲ですから、白紙を避ける意味も併せ、少しでも解答すべき範囲でした。

問2 ④給与支払報告書及び特別徴収税額通知の電子化は解答が困難でしたので、他の解答可能な範囲(理論テキスト問題5-2、6-3、6-4)が確実に書ければ充分です。ボリュームの多い理論でしたが、精度を高め、かつ、解答が要求されている事項を中心に十分な量を書けたかどうか勝負の分かれ目になると思われます。

【第二問】

計算問題は、近年の傾向に比べればボリュームは少なかったように思います。また、項目の難易度も平易なものばかりであり、理想を言えばミスなく完答してほしい問題でした。ただし、例年を考えると、1~2項目のミスとそれに連動する最終値のズレは許容範囲であると考えられます。

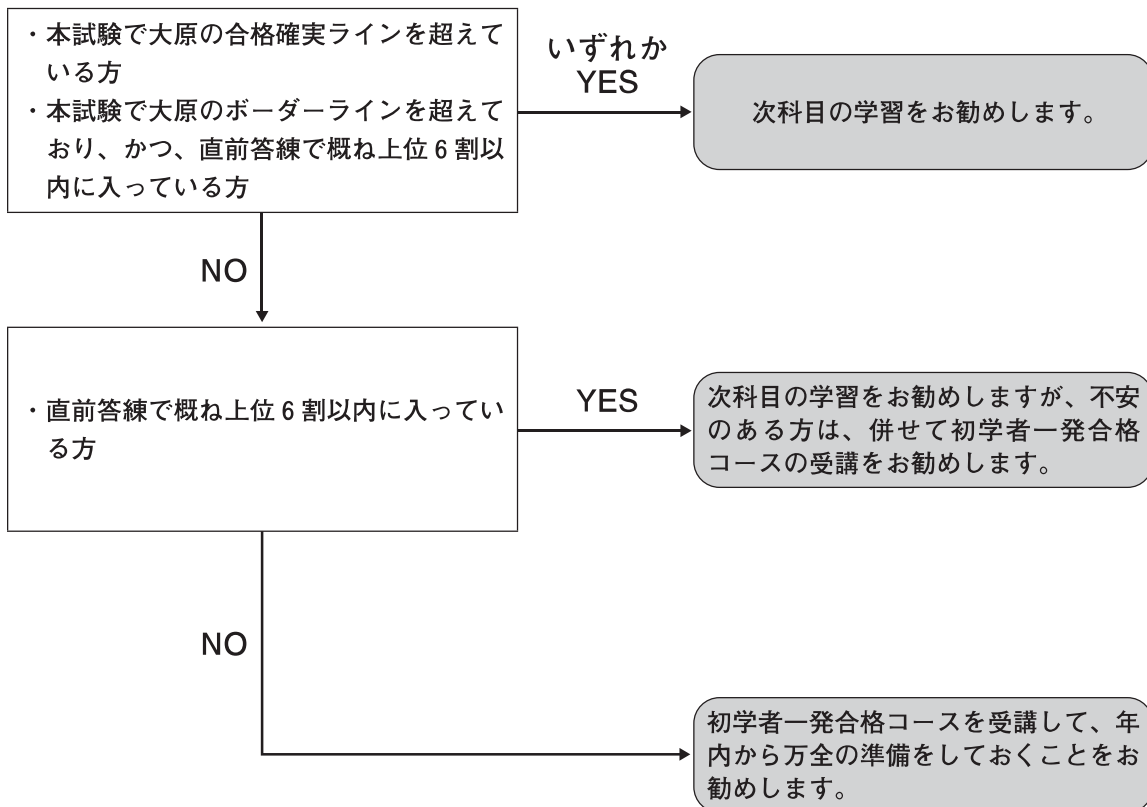
以上を踏まえると、ボーダーラインは理論40点、計算42点、合計82点前後、合格確実ラインは理論46点、計算46点、合計92点以上になると思われます。

学習経験者のための科目・コース選択ツール

税理士試験に早期合格するためには適正な科目、コース選択が非常に重要となります。本試験の出来及び皆さんの学習状況を踏まえた上で9月からの受講科目、受講コースをご検討ください。

また、各コースの内容も併せて参考にしてください。

なお、個々の学習状況、学習環境に応じた受講相談を承っておりますので担当講師などお気軽にご相談ください。



コース紹介

9月開講【初学者一発合格コース】

講義回数：41回（週1回）

講義時間：年内2時間30分、年明3時間

住民税を学習され、本試験を受験された方であっても、本試験での出来具合や、前年度の学習状況によっては、9月から初学者一発合格コースでの学習を始めることが合格への近道となります。

初学者一発合格コースは、年内の4ヶ月で基礎項目及び重要論点の1回転学習を行い、1月からの初学者短期合格コースに合流するコースです。

9月から学習を始めることで、早めに理論対策に取り組めるため、1月から2回転目の学習をすることによる理解度が高められるという利点があります。

ボリュームの少なさから、学習が疎かになりがちな科目ですので、学習計画を上手く立てられずに試験を迎えてしまったような方には、年内からの基礎一巡が年明けの学習負担の軽減に大きく役立ちますので、学習不足を感じた方や理論対策に苦勞された方で確実な学習項目の定着を図りたい方は、9月からの初学者一発合格コースの受講をお勧めします。